

憲法を取り巻く情勢と 私たちの課題

弁護士 植竹 和弘

■憲法の礎

日本国憲法が施行されて70年である。日本の行った侵略戦争でアジア諸国民2,000万人、国内でも310万人もの犠牲の上に制定されたのが日本国憲法である。憲法の3原則といわれる国民主権、平和主義、基本的人権の尊重は、こうしたアジア及び国内の戦争犠牲者によって与えられたものであり、戦争の放棄・軍備不保持を規定した憲法第9条の永久平和主義は、日本が再び戦争を行うことはないという、アジア諸国のみならず世界に向けた誓いであることをまず肝に銘じなければならない。

■GHQに押しつけられた？

日本国憲法が「押しつけられた」という説の起源は、1954年に開かれた自民党憲法調査会での松本烝治国務大臣の証言である。確かにGHQ憲法案は僅か10日で起草され日本政府に提示されたものであるが、その内容には明治の自由民権運動家である植木枝盛の「東洋大日本国国憲案」や、鈴木保蔵を中心とした憲法研究会の「憲法草案要綱」など、わが国の憲法研究者の憲法草案が影響している。国会の審議においても熱心な議論が行われ、「主権が国民に存する」ことの明記、9条1項冒頭の「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」の追加、25条の生存権規定の追加、15条の成年者の普通選挙権保障の追加、66

条の文民条項の追加など、様々な追加や修正が加えられている。最近では、戦争放棄条項は当時の幣原首相がマッカーサーに進言したという資料も発見されている。押しつけ憲法論は、日本国憲法を快く思っていないが、かといって保障の内容には文句が付けられない改憲派の屁理屈であろう。

■戦前回帰の歴史

憲法を改訂しようとの動きは、サンフランシスコ平和条約締結によって日本が独立した1952年後から始まっている。しかし、いわゆる55年体制の下で衆参両院で改憲発議に必要な3分の2を確保できず、また、戦争の悲惨さを身を持って体験し、戦争放棄を定めた第9条のありがたさを実感している多数の戦争犠牲者が存在する中、明文改憲が具体化する事はなかった。ただし、日本国憲法の価値を否定し、戦前に回帰しようとの政策は様々になされてきた。

自衛隊の創設、日米安保条約、アメリカ軍の沖縄駐留は憲法9条の理念とは相容れない事であるし、神聖天皇制と深く結びついた「建国記念の日」の制定は、戦前と戦後を一体化する目論みであった。天皇が時の支配者であることを示す一世一元を定めた「元号法」、天皇讃美の歌に他ならない君が代を国歌とした「国旗国歌法」は、日本国憲法の国民主権との整合性は認められないだろう。首相・閣僚・国会議員の靖国神社参拝や、年頭に行われる首相閣僚の伊勢神宮参拝は第20条の

政教分離原則に違反し、日本軍国主義の精神的支柱であった国家神道の復活に結びつくのではない。昭和から平成への天皇代替わりの際に行われた即位礼・大嘗祭を中心とする数々の神道儀式、そして恐らくは裕仁天皇から浩宮皇太子への天皇代替わりの際にも行われるであろうこれらの神道儀式は、政教分離原則に反するであろう。

このように、戦前回帰の流れが戦後も着々と進められてきて今日に至っている。日本国憲法の理念との不一致が、保守反動勢力によって図られてきたのである。しかも、政治家や知識人といわれる一部の人からは、日韓併合は朝鮮韓国人が望んだことだとか、侵略戦争ではなくアジア解放の戦争だったとする妄言、南京大虐殺の否定、従軍慰安婦は存在しない等の妄言が事あるごとになされている。原因は、ナチス的なものを徹底的に排除するドイツに比べ、悲惨な歴史を認めたくない、学ぼうとしない、有史以来日本は正しかった、何故なら天皇が支配する神の国だからという妄想にとりつかれているからではないか。その意味では、天皇制は罪深い制度である。

■最近の憲法を巡る状況

昨年の参院選の結果、改憲に前向きな勢力が衆参両院で3分の2を超え、国会で改憲発議が可能な体制が整った中で、日本国憲法施行70年目の5月3日を迎えた。

しかし、2012年12月の第2次安倍政権発足後、集団的自衛権行使容認の閣議決定、特定秘密保護法・国家安全保障会議設置法の制定、日米共同防衛のための新ガイドライン締結、一昨年9月の安全保障法制の強行可決、武器輸出禁止3原則も防衛装備品移転3原則に変えられてわが国の軍事産業による武器輸出も解禁された。最近では、内閣府からミサイル攻撃があった場合の対応が発表され、北朝鮮のミサイル発射に際しては地下鉄の運転が一時停止されるなど、国民の恐怖を煽るかのような事態に立ち至っている。現国会では、戦前

の治安維持法の再来ともいわれる共謀罪が審議され、与党と一部野党の数の力で強行可決されようとしている。安倍政権によって、戦後70年余り続いてきた平和国家日本の有り様が全く変えられようとしている。例えば、1998年周辺事態法、2001年テロ対策特措法や2003年イラク特措法による自衛隊の海外派兵、2003年武力攻撃事態対処法、2004年国民保護法等々、憲法9条があるにもかかわらず、日本が再び戦争ができる国になるための準備が着々と進められてきた。その集大成が安倍政権下で進められている。

ことは憲法の戦争放棄・平和主義の変容に止まらず、特定秘密保護法は国民の知る権利の侵害、共謀罪は思想・良心・内心の自由を侵すものであり、まさに憲法無視・破壊が進行していると言って過言でない。

しかもこのような政治が、劣化した政治家たちによってなされているのである。東日本大震災が起きたのは東北で良かったと発言する復興大臣、長靴業界が儲かって良かったなどという政務官、共謀罪についての答弁もできず法務官僚に丸投げする法務大臣、不貞発覚で辞任する国会議員、戦後すぐに衆参両院で廃除・失効決議がなされている教育勅語の内容を讃美する防衛大臣、電波を止めるとテレビ局を恫喝する総務大臣等々、こんな人たちによって、国民主権、基本的人権の尊重という普遍的な原理を定め、世界に類を見ない平和主義を規定した日本国憲法が壊されようとしているのである。由々しき事態である。見過ごすわけにはいかない。

■立憲主義・民主主義をとりもどす

わが国はもちろんのこと、近代民主主義国家では国民の多数意思に従って政治的なものが決められていく。選挙で多数を占めた政党が国会の多数派となって立法権を担い、そこで内閣総理大臣も選ばれる。内閣総理大臣は国務大臣を選んで内閣を組織して行政権を行使する。内閣は裁判官

を選び、裁判所が司法権を行使する。つまり、国会、内閣、裁判所という権力の担い手は、国民の多数意思を反映している。では、多数意思は常に正しいのだろうか？ ナポレオン帝政、ナチスドイツ、国民の多数が熱狂的に戦争を支持した戦前の日本など、その時々多数意思が過ちを犯すことは歴史の示すところである。不正確な情報に踊らされ、ムードに流され、目先のことしか見えなくなり、冷静で正しい判断ができなくなる危険性が、我々の社会にはついて回る。それを避けるために、予め多数意思に基づく行動に歯止めをかけることが必要であり、その仕組みが憲法である。多数決で決めるべき事もあるけれども、多数決で決めてはいけないこともある。多数決でも変えてはならない価値を前もって憲法の中に書き込み、多数意思を反映した国家権力を制限する。これが立憲主義という法思想である。全ての人個人として尊重されるために、憲法を最高法規として国家権力を制限し、人権保障を図るのである。

ところが、安倍首相は成蹊大学の法学部を卒業しているにもかかわらず、立憲主義を全く知らないという。だからこそ、集団的自衛権の行使は認められないとした1972年の政府統一見解を、国会での議論を経ることなく一内閣のみの判断で変えて何ら恥じることもないのである。憲法98条が「この憲法は、国の最高法規であって、その条項に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定した意味、第99条が「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と規定した意味を再確認させる必要がある。

■憲法の理念、価値をとりもどす

日本国憲法第12条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」と規定している。安倍「壊憲」内閣を倒し、憲法の価値をとり

もどすのは、私たち国民の責務である。

集団的自衛権の行使を容認した閣議決定から、安法制の成立まで、先の戦争を経験し、戦争の悲惨さを身をもって知っている年配者だけでなく、シールズやティーンズソウルという若者たち、子どもを持ったママさん達、男女年齢を問わず多くの市民が、国会前、日本国中の街角で、集団的自衛権行使反対、戦争法反対、憲法を壊すなど声をあげた。その動きは今日でも止んでいない。沖縄では全県をあげて辺野古新基地建設反対の運動が続けられている。市民と野党の共闘を目指す市民連合も全国で立ち上がっている。千葉でも昨年4月、「憲法を守り、活かす千葉県共同センター」、「再び戦争をさせない千葉県1000人委員会」、私が所属する「安法制廃止を求める弁護士の会・千葉」が中心となって、その傘下にある多くの組織・団体が集まって、「安法制廃止！立憲主義・民主主義をとりもどすオール千葉県の会」を立ち上げ、県民集会・パレード、街頭宣伝活動が継続的に取り組まれている。

憲法施行後の70年間で保守反動勢力による戦前回帰の歴史であったならば、憲法の理念、価値をとりもどす我々市民の戦いを一層強化していかなければならない。

植竹 和弘 プロフィール

1953年 東京都両国生まれ
1972年 東京都立大学理学部入学
1980年 同法学部卒業
1990年 千葉県弁護士会に弁護士登録
2005年 千葉県弁護士会副会長
現 在

千葉簡易裁判所調停委員
千葉県弁護士会憲法問題特別委員会委員長
同 共謀罪対策本部委員